て得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）の合算額と特別とん譲与税に係る額、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額及び自動車重量譲与税に係る額の合算額との合計額を三で除して算定する。

［２　略］

［４　略］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

一、一〇五円に平成二十八年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式により算定した額

算式

［｛（86,300円×α）×A＋B＋C－D－E｝×0.982－F］×0.75

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数に次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該都道府県のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登載人口」という。）

b　当該都道府県の平成28年1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

B　分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の市町村ごとの合算額

C　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成28年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に0.989を乗じて得た額に0.667を乗じて得た額

額にそれぞれ一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）の合算額と特別とん譲与税に係る額、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額及び自動車重量譲与税に係る額の合算額との合計額を三で除して算定する。

［２　同上］

［４　同上］

第三章　基準財政収入額の算定方法

第一節　都道府県分

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

一、一〇四円に平成二十七年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式により算定した額

算式

［｛（85,100円×α）×A＋B＋C－D－E｝×0.981－F］×0.75

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数に次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該都道府県のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登載人口」という。）

b　当該都道府県の平成27年1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

B　分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の市町村ごとの合算額

C　市町村税課税状況調第20表の表側「平成26年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.031を乗じて得た額に0.667を乗じて得た額